

牛久市教育委員会 3 月定例会会議録

1. 日 時 平成 27 年 3 月 27 日（金）午後 1 時 30 分
2. 場 所 ひたち野リフレ 第 1 会議室
3. 出席委員 石井 美知夫・染谷 郁夫・宮原 節子・芦田 亜里香
4. 委員以外  
の出席者 教育部長 吉田 次男  
次長 中澤 勇仁  
次長 川井 聡  
教育総務課 課長 川真田 英行  
指導課 課長 柴崎 卓也  
児童クラブ課 課長 山岡 勉  
生涯学習課 課長 手賀 幸雄  
中央図書館 館長 栗山 雄一  
社会体育課 課長 木村 光裕  
教育総務課 課長補佐 富田 真幸  
教育総務課 課長補佐 戸塚 美幸  
指導課 課長補佐 山口 明  
児童クラブ課 課長補佐 柳林 晴美  
生涯学習課 課長補佐 横瀬 幸子  
生涯学習課 課長補佐 山越 義弘  
社会体育課 課長補佐 飯島 美博  
社会体育課 課長補佐 高橋 頼輝
5. 欠 席 教育委員長 後藤 雅宣  
教育総務課 課長補佐 森田 明
6. 会議録署名人 教育委員 染谷 郁夫
7. 議 題 議案第 4 号 小川芋銭作品集編集委員の委嘱について  
議案第 5 号 平成 27 年度学校医・学校薬剤師の委嘱について  
議案第 6 号 牛久市いじめ防止基本方針の策定について  
議案第 7 号 牛久市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について  
議案第 8 号 教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任する規程の一部を改正する告示について  
議案第 9 号 牛久市スクールバス運営委員会規程の一部を改正する規程について  
議案第 10 号 牛久市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について  
議案第 11 号 牛久市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について  
議案第 12 号 牛久市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について  
議案第 13 号 牛久市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令について  
議案第 14 号 牛久市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について  
議案第 15 号 牛久市学校評議員の委嘱について  
議案第 16 号 平成 27・28 年度牛久市スポーツ推進委員の委嘱について  
議案第 17 号 私立幼稚園授業料保護者負担軽減補助金交付規則の一部を改正する規則について  
議案第 18 号 牛久市立幼稚園授業料及び入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について

- 議案第 2 0 号 牛久市就学援助規則の一部を改正する規則について  
 議案第 2 1 号 牛久市立学校等の市費支弁職員の職務に関する規程の一部を改正する訓令について  
 議案第 2 2 号 牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について  
 議案第 2 3 号 牛久市教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する規則の一部を改正する規則について  
 議案第 2 4 号 牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について  
 議案第 2 5 号 牛久市スポーツ推進審議会規則の一部を改正する規則について  
 議案第 2 6 号 牛久市小川芋銭検定委員会設置要綱の一部を改正する訓令について  
 議案第 2 7 号 牛久市小川芋銭検定実施要綱の一部を改正する告示について  
 議案第 2 8 号 牛久市放課後子ども教室事業運営委員会設置要綱の一部を改正する告示について  
 報告第 4 号 牛久市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例について  
 報告第 5 号 牛久市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について  
 報告第 6 号 平成 2 6 年度牛久市一般奨学金の受給者について

石井職務代理者	(あ い さ つ)
石井職務代理者	開会を宣言する。 会議録署名人 染谷 郁夫 委員を指名する。
生涯学習課長	議案第 4 号「小川芋銭作品集編集委員の委嘱について」事務局の説明を求める。
生涯学習課長	現在、小川芋銭研究センターでは、小川芋銭の研究・検証事業の報告、広報の一環としまして、小川芋銭作品印譜集の作成をしており、香取達彦さん、それから二見達夫さんの 2 名を編集員としてその印譜集の作品の編集に当たっていただいております。今般この編集作業が延びておりました、2 7 年度に業務が繰り越すということになりましたので、引き続き 4 月以降もまた編集員として委嘱したいということで議案を提案させていただきます。よろしくお願ひします。
石井職務代理者	報酬について、時給が 9 0 0 円、交通費が往復で 5 4 0 円ということか。
生涯学習課長	そうです。
石井職務代理者	議案第 4 号について出席委員全員の賛成を得る。
石井職務代理者	議案第 5 号「平成 2 7 年度学校医・学校薬剤師の委嘱について」事務局の説

	<p>明を求める。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>議案第5号は、学校医・学校薬剤師の委嘱についてです。平成27年度より4校の学校医・学校薬剤師の変更が有ります。まず、奥野小が、学校歯科医、向台小が学校医、中根小と牛久一中が同じ方ですが学校薬剤師です。この4件の方を変更させていただきたいと思います。以上です。</p>
<p>宮原委員</p>	<p>今回の委嘱は、任期満了によるものか。</p>
<p>教育総務課課長補佐</p>	<p>奥野小学校については、ご本人が退任したいということで、後任の方を歯科医師会から推薦していただきました。向台小学校については、ご本人が体調を崩されたため、同じく医師会から推薦をいただきました。中根小学校と牛久一中については、ご本人が高齢のため後任の方をお願いしたいということで薬剤師の方で話し合いをしていただいた結果、決まったものです。</p>
<p>宮原委員</p>	<p>学校医とか学校薬剤師には、任期はあるのか。</p>
<p>教育総務課課長補佐</p>	<p>任期は、ありません。医師会や薬剤師会で推薦いただく形になっています。</p> <p>議案第5号について出席者全員の賛成を得る。</p>
<p>石井職務代理者</p>	<p>議案第6号「牛久市いじめ防止基本方針について」事務局の説明を求める。</p>
<p>指導課課長補佐</p>	<p>牛久市いじめ防止基本方針（案）について、さまざまなご意見ありがとうございました。今回いただきましたご意見をもとに、牛久市いじめ防止基本方針（案）を修正しましたので修正点を説明させていただきます。別表を一番後ろにつけておりますのでごらんください。</p> <p>まず、読みやすいように文体を「です・ます」調に変更し、また、見やすいように字体も変更しております。次に、いじめや調査方法の具体例を示しました。12ページの重大事態の報告については、「重大事態が発生した場合には、」を「重大事態が発生したと判断したときには、」と表現を変更しました。さらに、②の重大事態の調査主体と調査組織の表現も、簡潔な表現へと変更いたしました。</p> <p>続きまして、「いじめ発生からの流れ」という図ですが、図の中のいじめの情報・兆候の発信源に、子ども・保護者・地域・関係機関等というふうに具体的なものを加えました。さらに、そこから矢印が最初の段階では学校へというふうな1本でしたが、直接教育委員会の方に情報が入ってくることもありますので、市教育委員会への矢印を追加しました。</p> <p>改めまして、この基本方針をつくることになった流れをご説明いたします。平成23年10月に、大津市で中学校の生徒がいじめを苦に自殺をした事件が</p>

	<p>起きました。この事件等を受け、国ではいじめ撲滅に向けた総合的な対策を実施するため、いじめ防止対策推進法を平成25年6月に施行、同年10月にいじめ防止法のための基本的な方針を策定しております。この法律を受けまして、今回牛久市としても、6月議会を目標に牛久市いじめ防止対策推進条例をつくり、その中で牛久市いじめ防止基本方針を策定することとなりました。今回検討いただきました牛久市いじめ防止基本方針を、教育委員会で承認いただきたく思います。ご審議よろしくお願いたします。</p>
芦田委員	<p>最終的には、できあがったものは各家庭にも配布されるのか。</p>
指導課課長補佐	<p>市のホームページにアップする予定です。</p>
芦田委員	<p>家庭の役割や学校の役割という取り組みを、細かく表示しているので、これを保護者にそのまま配布しなくても、こういうものができたということをホームページで知らせしていただくと、保護者の意識の中でも違うと思うが。</p>
指導課課長補佐	<p>啓発活動は行っていく予定です。</p>
宮原委員	<p>もう一度確認するが、牛久市いじめ防止対策推進条例を市でつくるということか。</p>
指導課課長補佐	<p>はい</p>
	<p>議案第6号について出席者全員の賛成を得る。</p>
石井職務代理者	<p>続いて、議案第7号「牛久市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について」から、議案第13号「牛久市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令について」までの7議案及び報告第4号「牛久市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例について」並びに報告第5号「牛久市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について」は、関連する案件なので一括して事務局の説明を求める。</p>
教育総務課長	<p>議案第7号から13号、及び報告第4号と第5号につきましては、いずれも地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことにより、関連する部分を変更しているものです。改正法で、教育委員長に関する記述が削除になっており、それ以降の条文が全てずれ込んできております。その関係で、教育委員長に関する条文を参照しているものについては、条文の番号を変えています。</p>

議案第7号、8号については、その参照条文の変更ということで、7号が事務委任規則の改正、8号については教育長の権限の事務の一部を学校その他の教育機関に委任する規定の改正になっております。

議案9号につきましては、教育委員会制度改革の中で、教育委員長の部分が新教育長になった時点ではなくなるという関係上、その部分を教育長に改めるという改正です。これについては経過措置を設けており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の場合においては、この規程による改正後の牛久市スクールバス運営委員会規程第5条第1項の規定は適用せず、ということで、現行の教育長が在任する間は、これを適用しないという経過措置をつけた上での教育委員長部分を教育長に改めるという改正です。

議案第10号につきましても、やはり同じく教育委員長と表記している部分を教育長に改める改正であり、同じような経過措置の附則をつけています。こちらは教育委員会の会議規則の改正です。

議案第11号につきましては、同様に、教育委員長の公印の部分を削除する改正になっています。別表の教育委員長に関する部分を削っている形です。同じく経過措置を設け、新教育長の就任とともに効力を発するようしております。次に、議案第12号につきましては、第1条が、先ほど申し上げた法律の条文を参照しているところで、その条文がずれていることにより、その参照先を変えている部分です。第2条は、同じく法律改正により教育委員長としていた部分を教育長に改める改正です。この部分については、経過措置で新教育長の就任とともに効力を発するよう定めています。

議案第13号につきましては、法律の改正により教育長職務代理者の条文を削除するものです。第13条2項につきましては、改正法の参照している条文がずれてきていることによる変更です。第19条については、法改正で教育委員長としていた部分を教育長に改める改正です。こちらにも、新教育長の就任とともに効力を発する意味の経過措置を附則で定めています。

続きまして、報告第4号、5号ですが、平成27年第1回市議会定例会に上程しました条例改正について報告するものです。

報告第4号は、「牛久市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例について」ですが、今回の法律の改正により、新教育長を想定した場合に、その職責に鑑みて、勤務時間中の職務専念義務が課されることとされているということで、職務専念する義務の免除と、勤務時間、休日、休暇等について定めた条例を上程したものです。

続きまして、報告第5号「牛久市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について」ですが、やはり法律の改正に伴い、教育長がこれまで特別職と一般職の両方の立場を持つということでこの条文で定めてありましたが、今回の改正により、議会の承認を得て直接指名される特別職という扱いとなったことから、一般職を前提としたこの条例を廃止するものです。なお、教育総務課の案件ではございませんが、人材育成課のほうから、その特別職のほうの条例の中に逆にこちらを廃止して入れ込むという形での調整をしています。

議案第7号から第13号及び報告第4号並びに第5号についての質疑を受けるが質疑なし。

出席委員全員の賛成を得る。

石井職務代理者	<p>続いて、議案第14号「牛久市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」事務局の説明を求める。</p>
教育総務課長	<p>議案第14号「牛久市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」ですが、こちらについては、平成27年4月の市役所の組織改編において、教育委員会教育総務課の事務の一部を建設部施設整備課及び保健福祉部保育課で行うことになったため、それぞれの業務について市長部局に対して教育委員会の方から補助執行のお願いをする改正です。補助執行をお願いする事務としては、施設整備課については小中学校及び幼稚園の施設並びに設備機器等の整備、修繕、管理にすること及び関連する国県補助金等の申請並びに報告等の一連の業務、保育課については、子ども子育て支援制度における1号認定の事務処理にすること及び特定教育施設への施設給付にすること並びに幼稚園就園奨励費補助金及び幼稚園保護者負担金軽減補助金にすることとなっております。</p> <p>議案第14号についての質疑を受けるが質疑なし。 出席委員全員の賛成を得る。</p>
石井職務代理者	<p>続いて、議案第15号「牛久市学校評議員の委嘱について」事務局の説明を求める。</p>
教育総務課長	<p>議案第15号については、学校評議員の委嘱についてです。学校評議員は、地域住民、保護者及び有識者から広く意見を聞き、地域社会と連携することにより開かれた特色のある学校等をつくるということを目的として設置されているものです。任期は1年となっており、今回任期満了により全員の委嘱を行うものです。新任の方は10名となっております。また、牛久一中と牛久二中については、各1名ずつ決まっておりますので決まり次第お諮りいたします。</p> <p>牛久三中に他校と重複している評議員候補の方が1名、奥野小に現職のPTA役員の評議員候補の方がいることに対して議論有。</p>
石井職務代理者	<p>牛久三中の評議員の方は、1名他校と重複している方がいます。また、奥野小の評議員の方は、現職のPTA役員方がいますので、この2名の方を除いた形で承認したいと思います。</p>

	<p>議案第15号について出席員全員の賛成を得る。</p> <p>続いて、議案第16号「平成27・28年度牛久市スポーツ推進委員の委嘱について」事務局の説明を求める。</p> <p>議案第16号「平成27・28年度牛久市スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明いたします。</p> <p>牛久市では、牛久市スポーツ推進委員規則により、現在22名の方に委嘱をしておりますが、平成26年度をもって同規則第4条の規定により任期満了となります。これに伴い、別紙名簿のとおり21名の方に平成27年から28年までの間の任期についてお願いをすることになります。</p> <p>内訳には、唯根 勉様ほか18名については再任となります。退任されるのは、村松昇平様、高桑喜代美様、中島桂子様 の3名、新任は池田恒夫様、柳原くみ子様となります。退任の3名は、まず村松様が平成13年4月より14年間、高桑様が平成21年4月から6年間、中島様が平成23年4月から4年間、それぞれ牛久地区担当のスポーツ推進委員として牛久市のスポーツ推進に尽力をしてくださいました。また、新任の池田様につきましては、牛久町にお住まいで、サッカーを得意とされております。柳原様につきましては、南二丁目にお住まいで、テニスを得意とされております。</p> <p>スポーツ推進委員の職務としましては、スポーツ基本法の第32条第2項に、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところによりスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技、指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとするとして定めております。</p> <p>牛久市スポーツ推進委員の規則で定めている、こちら別添の資料の方にありますスポーツ推進委員の職務1番から6番、こちらのほうに掲げております。以上6項目が、こちらの主な職務となっております。今回委嘱する21名については、これからの職務を遂行していただけるものと考えております。ご承認のほうをよろしくお願いします。</p>
<p>社会体育課長</p>	
<p>宮原委員</p>	<p>スポーツ推進委員の選出はどのようになっているのか。団体や地域性を考慮しているのか。</p>
<p>社会体育課長</p>	<p>人選につきましては、牛久地区、岡田地区、奥野地区と3地区に分けて、人口構成による選出になります。各スポーツ団体の長を兼ねる方もこの中には多く含まれています。</p>
<p>教育部長</p>	<p>補足説明をさせていただきます。</p> <p>今回辞められた方は、3名とも牛久地区です。それで、牛久地区から2人選ばせていただきました。運動会も分かれていますし、スポーツ交流会も分かれていますので、違う地区から選んでしまうと人数的にバランスが崩れてしまいま</p>

<p>石井職務代理者</p>	<p>すので、同じ地区からということであります。</p> <p>議案第16号について出席者全員の賛成を得る。</p> <p>続いて、議案第17号「私立幼稚園授業料保護者負担軽減補助金交付規則の一部を改正する規則について」、議案第18号「牛久私立幼稚園授業料及び入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について」及び議案第20号「牛久市就学援助規則の一部を改正する規則について」の3議案について、関連する議案なので一括して事務局の説明を求める。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>議案第17号「私立幼稚園授業料保護者負担軽減補助金交付規則の一部を改正する規則について」ですが、ひとり親のうち、未婚の方については税法上の寡婦控除が受けられませんが、寡婦の方と同じように税控除を受けたとみなして市民税額を計算して幼稚園補助金を決定することで、経済的負担を軽減することができるよう、明文化したものです。</p> <p>議案第18号においても、その部分がございます。加えて、議案第18号においては、授業料と入園料の徴収条例なんですけど、3枚目の真ん中くらいに別表というのがございます。第2条関係の表ですが、これまでは国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱というのがございまして、そちらの別表をよりどころとしておりました。しかし、この新制度の開始に伴いまして、基本的に公立幼稚園は新制度に移ったというふうにみなされるということになっておりまして、従いましてその旧制度の就園奨励費の別表というのがなくなってしまうということになりまして、その部分を全く同じように市の規則の中に書き込んだものがこれでございます。制度的には、実質的に変わりありませんが、国のほうの表が削られましたので、これを市のほうに書き込んだという形でございます。</p> <p>議案第20号についてですが、こちらが牛久市の就学援助規則の一部改正になります。こちらにつきましても、やはり就学援助ですから、当然所得を見て低所得世帯に援助を行うものですが、そこで所得が絡みますので、寡婦控除が絡んでくるということでございまして、こちら先ほどと同じようにみなし寡婦の部分の明文化を行ったものでございます。</p>
<p>石井職務代理者</p>	<p>議案第17号、第18号及び第20号についての質疑を受けるが質疑なし。 出席委員全員の賛成を得る。</p>
<p>指導課長</p>	<p>続いて、議案第21号「牛久市立学校等の市費支弁職員の職務に関する規程の一部を改正する訓令について」事務局の説明を求める。</p> <p>議案第21号についてご説明します。今回の改正は、学校図書司書の職務に関するものです。職務内容の追加項目として、図書室における児童生徒の学習支</p>

	<p>援に関することを設けることを提案いたします。これによって、学校司書の勤務時間内の学校図書館において、子供たちに今まで以上に関わってもらえるようになるということでの提案です。</p> <p>学校に司書教諭というのがありますけれども、司書教諭と連携した授業支援、それから放課後カップ塾での学習支援など、学校図書館で展開される子供たちの学習活動において、学校司書が担うべき役割は非常に大きいものがあります。しかし、これまで学校司書の仕事としては、図書購入の計画、あるいは図書の整理、図書の分類や保管整理、各種資料の掲示及び保管整理に関することなど、学校図書館の施設設備の充実に関する業務がほとんどでした。児童生徒の学習支援に関しては、職務として明確に記述されておりませんでした。今回の追加で、その部分をより明確にし、学校図書館の物的・人的環境をより有効に活用していけると考えております。ご審議をお願いします。</p> <p>議案第21号についての質疑を受けるが質疑なし。 出席委員全員の賛成を得る。</p>
石井職務代理者	<p>続いて、議案第22号「牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」から、議案第28号「牛久市放課後子ども教室事業運営委員会設置要綱の一部を改正する告示について」までの7議案について、関連する議案なので一括して事務局の説明を求める。</p>
教育総務課長	<p>まず、議案第22号について、私のほうからご説明させていただきます。こちらについては、課名の変更に伴う教育委員会事務局組織規則の改正で、生涯学習課を文化芸術課、社会体育課をスポーツ推進課に改めるものです。また、課の分掌事務を記載した別表において、同じく課名の変更に加えまして、文化芸術課内に生涯学習推進室、スポーツ推進課内に国体準備室を置く改正を行うものです。</p>
教育総務課長	<p>次に、議案第23号についてですが、教育委員会の防犯カメラの設置及び運用に関する規則の一部改正です。こちらにつきましては、やはり課名の変更に伴いまして、当該規則の別表において、各防犯カメラの撮影対象区域ごとに管理責任者の名称が書かれておりますが、その中で課名が変わった文化芸術課及びスポーツ推進課部分の改正を行うものです。私のほうからは以上です。</p>
生涯学習課長	<p>それでは、生涯学習関連で、まず議案第24号についてご説明します。こちらのほうは、ただいま議案第22号で組織の体制の変更をご説明しましたが、生涯学習課が文化芸術課に変わり、文化芸術課内に生涯学習推進室が置かれます。生涯学習推進室では、生涯学習センターに関することを行うこととなりますので、そちらの新旧対照表に書いてございますように、生涯学習課長の命を受け行うところ、生涯学習推進室長の命を受け管理を行うという形に変更させていただくものです。</p>

生涯学習課長	<p>次に、1つ飛びまして議案第26号になります。小川芋銭検定委員会設置要綱の一部を改正する訓令について、こちらにつきましても、実行委員会の組織の中で生涯学習課長、また生涯学習課長補佐の名称が入っているものが、文化芸術課長、文化芸術課長補佐と条文の名称を変えるというものです。</p> <p>もう1点、議案第27号につきましても、小川芋銭検定実施要項の一部を改正する告示について、こちらについても芋銭検定の庶務は生涯学習課となっておりますりましたが、文化芸術課に改めるものです。</p>
社会体育課長	<p>議案第25号についてご説明いたします。</p> <p>こちらにつきましては、牛久市スポーツ推進審議会規則の一部を改正する規則になります。こちらは、第6条のところで、審議会の事務は教育委員会社会教育課という、これは非常に昔の組織の名前を使っておりました。本来であれば社会体育課になっていなければならなかったところですが、今回課名が変わることに合わせてこちらもスポーツ推進課に改めるものです。以上です。</p>
児童クラブ課長	<p>それでは、議案第28号「牛久市放課後子ども教室事業運営委員会設置要綱の一部を改正する告示について」ご説明いたします。</p> <p>こちらにつきましては、議案第22号にもございましたが、課の名称変更によるものです。条文の中で、生涯学習課長とあるのを文化芸術課長に、社会体育課長をスポーツ推進課長に改めるものです。以上です。</p>
教育総務課長	<p>先ほどの私の説明の中で、一部誤りがございましたので訂正させていただきます。議案第22号の別表の部分ですが、先ほど生涯学習推進室の中の表で、(1)生涯学習センターの管理に関することという1項目だけがこちらの部分になっておりますが、文化芸術課の中にございます1から14、(1)社会教育の総合的計画に関することから(14)地域女性団体連絡会に関することまでひとまとめで生涯学習推進室の部署にということで、そちらのほうに訂正させていただきます。</p> <p>議案第22号から議案第28号についての質疑を受けるが質疑なし。 出席委員全員の賛成を得る。</p>
石井職務代理者	<p>報告第6号「平成26年度牛久市一般奨学金の受給者について」事務局の説明を求める。</p>
教育総務課長	<p>報告第6号「平成26年度牛久市一般奨学金の受給者について」ご報告いたします。</p> <p>こちらについては、申請者3名につきまして、経済状況並びに成績等について審査した結果、3名全員の生徒の受給を決定いたしましたのでご報告させていただきます。1人が常総学院高校の3年生、あと2人が常総学院並びに霞ヶ浦高校の1年生ということで3名です。なお、こちらにつきましては、平成26</p>

	<p>年度の決定でございますが、ちょっと年度当初にいただいて年度末に決定というのがこれまでの周期でやってまいりましたが、やはりお子様のある家庭に安心して通っていただくという観点からは、前年度の成績を見てでも年度当初早いうちに決定するのがよいのではないかとということで、27年度におきましては年度の早い時期に決定してお知らせする、前年度の成績を見てお知らせするという形、これまでは1年間の成績を出していただいて年度末という形でやっておりましたが、そういった周期に変えていきたいということで考えてございます。27年度の受給予定者は、今のところですが一般奨学金が13名、交通遺児奨学金が2名という形で、推薦書の提出がありました。金額のほうは、年額で一般奨学金が7万2,000円、交通遺児奨学金が3万6,000円ということでございます。</p>
石井職務代理者	<p>以上で本日の議事は終了する。 続いて教育長からの報告。</p>
教育長	<p>年度末の学校評価を2つ実施しています。学力診断テスト結果の県との比較検討とQ-Uテストです。これは学級の満足度や自己肯定感を測定するアンケートで、年2回実施しています。5月と2月に測定し、子ども達の居心地のいい学級だと一人一人の良いデータが現れます。これによって支援しなければならない子供が明らかになり、授業でも支援していきます。また先生方の学級経営力も見えてきます。</p>
川井次長	<p>3月議会が3月23日で終わりましたので、ご報告をさせていただきたいと思っております。</p> <p>教育委員会関係について、先ほど議題のほうにも上がりましたが、地方教育行政関係の改正等に伴う議案につきましては、賛成多数ということで数議案全部可決はされております。</p> <p>新年度予算につきましても、今年度6月からいろいろと修正等が出ておりました下根中のグラウンドの関係の予算を含めて、来年度予算が可決されたということで、これまで下根中の増築関係の設計の委託を控えておったところですが、いよいよ本格的にそういった設計関係の発注ができるということで、条件が整ったということで進めていきながら、平成29年4月の教室不足に対応できるように進めてまいりたいと考えております。</p> <p>その他、今回の3月議会では、引き続きひたち野地区の中学校問題ということで何人かの議員さんからご質問もありましたが、教育委員会といたしましては、今回平成27年1月の新しい生徒数の予測に基づいて、文科省から分離・新設等を促される過大規模校にはならないという結論をもって、下根中学校の増築で対応していきたいということで答弁もしておりますので、この方針に沿った形で今後引き続き進め、かつ広く市民の皆様に今回の教育委員会の決定の内容を詳細にお伝えしていきたいというふうに考えておりますので、今後とも委員の先生方にはご指導のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。</p>
中澤次長	<p>この日曜日で、今第3分庁にあります指導課、児童クラブ課、教育長室が2階</p>

<p>石井職務代理者</p>	<p>に上がりますので、来週月曜日からは全て2階に上がります。電話等は、変更はありませんのでよろしくお願いします。</p> <p>続いて各課からの報告</p> <p>各課より、事業等について報告</p> <p>生涯学習課      シネマクラブについて                          「あなたひとりのためのコンサート」について                          アイドルユニットメンバーのオーディションについて</p> <p>児童クラブ課      「うしく放課後カップ塾」及び「うしく土曜カップ塾」事業                          報告について</p> <p>指導課              常勤講師、非常勤講師の任用について</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>私のほうからは、3月25日に牛久市小中学校施設整備等懇談会を開催いたしましたので、ご報告させていただきます。</p> <p>こちらにつきましては、第2回目になるんですが、1回目は昨年12月26日に開催しました。ひたち野地区の中学校問題、これについての幅広い層からのご意見をいただくことに加えまして、やはりその問題は市内全域の小中学校施設整備の問題と切り離しては考えられないということで、名称のほうは小中学校施設整備等懇談会ということで、特にひたち野地区ということは出しておりません。</p> <p>メンバーについては、市議会議員、学校区の市政協議会から各1名ずつで8名、小中学校のPTAから各1名、校長会から会長、副会長で3名、あと市側から教育長はじめ教育部長、建設部長、市長公室長ということで、合計29名となっております。</p> <p>今回議題として出させていただきましたのは、先ほど川井次長のほうからありましたように、生徒数予測を変更しましたということで、そちらのほうをお知らせさせていただきました。加えて、3月議会の動向についてということで、1つの請願と1つの決議についてご説明しました。請願は、共産党の利根川英雄議員他から出されました意見交換会準備説明会の開催を求める請願でございますが、こちらの請願については、不採択となっております。</p> <p>続いて、柳井議員他から出されました「ひたち野地区中学校問題に係る住民の意見を聞く機会を求める決議について」というのが原案可決ということですので、このあたりをご説明させていただきました。もちろん、この懇談会につきましても、この広く意見を聞く機会の一つであるということで、事務局のほうとしては捉えているということもご説明させていただきました。以上です。</p> <p>中央図書館      昔話を語る会について                          読書団体連合会の自主講座について</p> <p>社会体育課      牛久運動公園野球場のメインスタンド工事の契約について</p>

石井職務代理人	以上で3月の定例会を終了する。 次回の定例会は、4月20日（月）午後1時30分から分庁舎第1会議室で行う。よろしくお願いします
---------	--------------------------------------------------------------------